

○恵庭市行政改革推進委員会条例

平成14年6月20日

条例第14号

(設置)

第1条 社会情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、恵庭市行政改革推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、調査又は審議し、市長に意見を具申する。

- (1) 行政改革大綱及び実施計画に関すること。
- (2) 行政改革実施計画の進行管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか行政改革に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市政について優れた識見を有する者
- (2) 公募に応じた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認められるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところとする。

ろによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

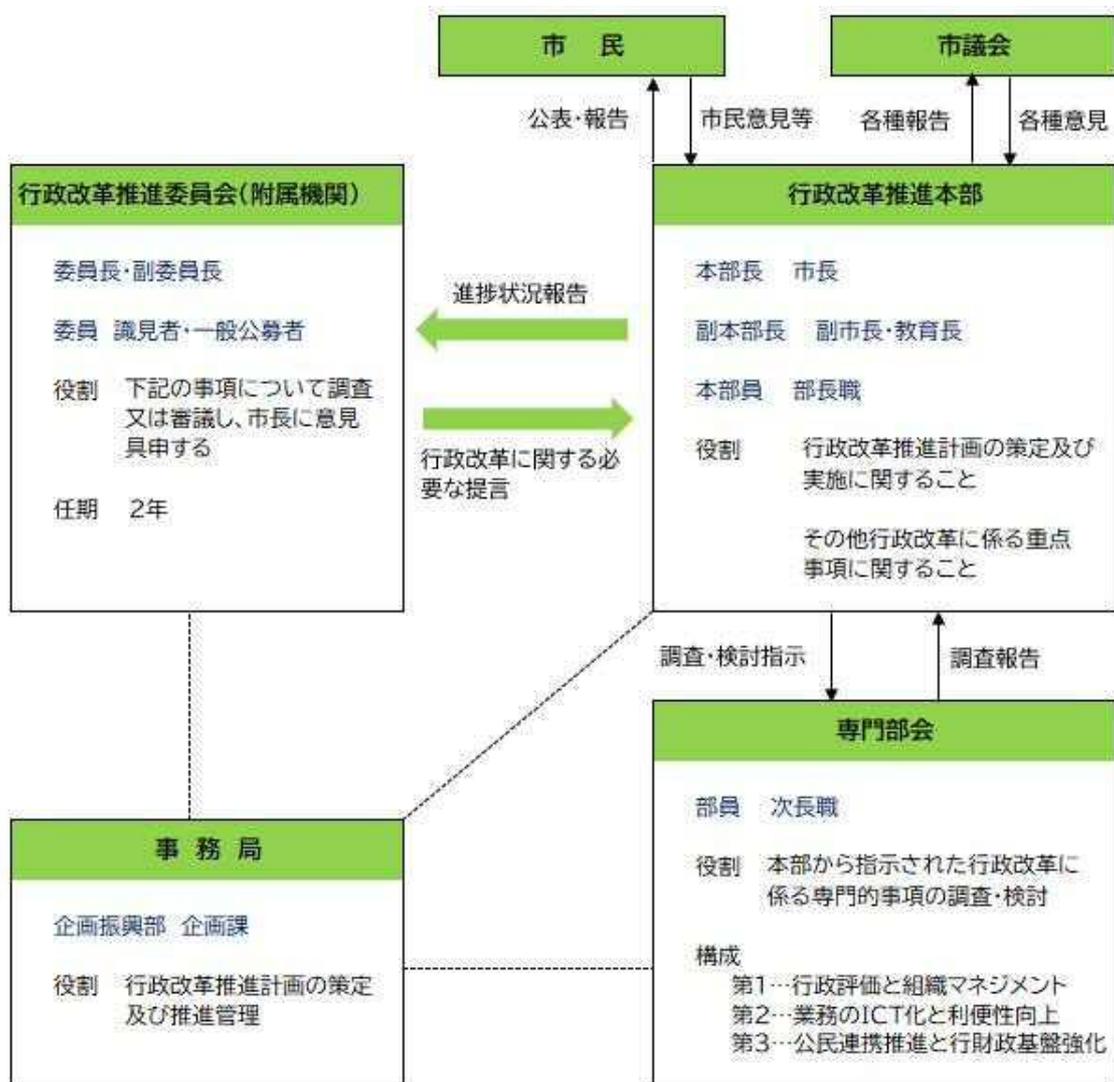
附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、この条例施行後初めて委嘱する委員の任期は、平成15年2月18日までとする。

○恵庭市行革推進組織体制

- (1) 庁内組織である行政改革推進本部を司令塔とし、市民や有識者で構成する行政改革推進委員会での審議を行う。
- (2) 行政改革推進本部の下に、次長職で組織する行政改革専門部会を組織し、専門事項について調査検討が必要な際に、3つの専門部会(行政評価と組織マネジメント/業務の ICT 化と利便性の向上/公民連携の推進と行財政基盤の強化)において検討を行う。

◇ 体制図



議題 令和5年度における行革の取組

1. 第7次行政改革推進計画に沿った取組内容

I 時代に即した業務手法の見直し

(1)業務プロセスの見直し

【取組内容】

ポストコロナのまちづくり戦略形成事業の提言を受け、現状の業務プロセスを見える化し見直しすべき点を洗い出す。

【今後の進め方】

事務処理手続等による事故発生を抑制するため、今年度は、内部統制におけるリスク管理・評価シートを基に、事故発生報告の事例をグループ化し、業務プロセスの見える化を実施する。また、見える化した業務フローを基に改善方法等の検討を専門部会において行う。

(2)事務事業の見直し

①第6次計画期間中からの事務事業評価対象事業の進捗管理(4事業)

【取組内容】

第6次行革推進計画期間中から検討継続事業となっている4事業について進捗管理を行うもの。

No.	事業名	担当課
1	子どもひろば事業(直営分)	子ども政策課
2	子育て支援センター事業	子ども政策課
3	窓口サービス改善検討	窓口担当課、情報政策課
4	自治活動交付金の見直し	生活環境課

【今後の進め方】

担当課より取組状況を確認の上、専門部会等において評価。

②令和4年度からの事務事業評価対象事業評価(38事業)

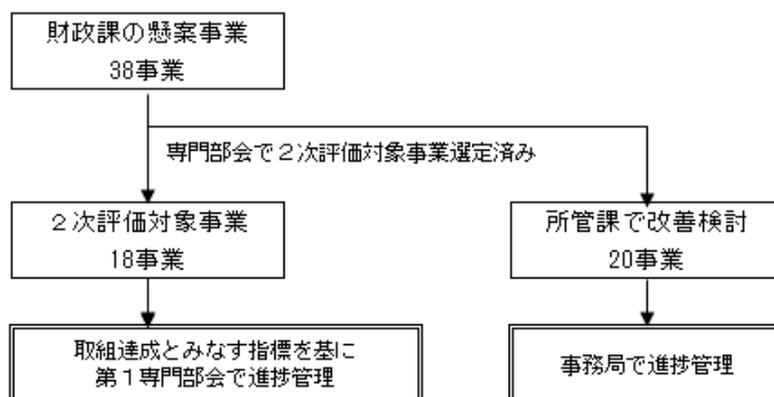
【取組内容】

令和4年度評価対象事業(38事業)について進捗管理を行うもの。

【今後の進め方】

担当課より取組状況を確認の上、事務局もしくは二次評価を実施した事業については専門部会等において評価。

≪評価対象事業の進捗管理までの流れ≫



③行政評価マニュアルに基づく市民参加状況の進捗管理

【取組内容】

行政評価マニュアルに基づき、所定の市民参加手法が適切にとられているかどうか検証。(令和4年度実績事業 25件)

【今後の進め方】

担当課より『市民参加調書』を作成してもらい、専門部会等において適切な手法がとられていたかどうか確認。

II 市民満足度と利便性の向上

(1)市民提案募集制度の検討

【取組内容】

ポストコロナのまちづくり戦略形成事業の提言を受け、市民による政策提案制度の仕組みを検討。

【今後の進め方】

昨年度の部会意見を参考に市民提案募集制度の仕組み(素案)作成を専門部会で実施。

III 健全な行財政基盤の強化

(1)内部統制制度の推進

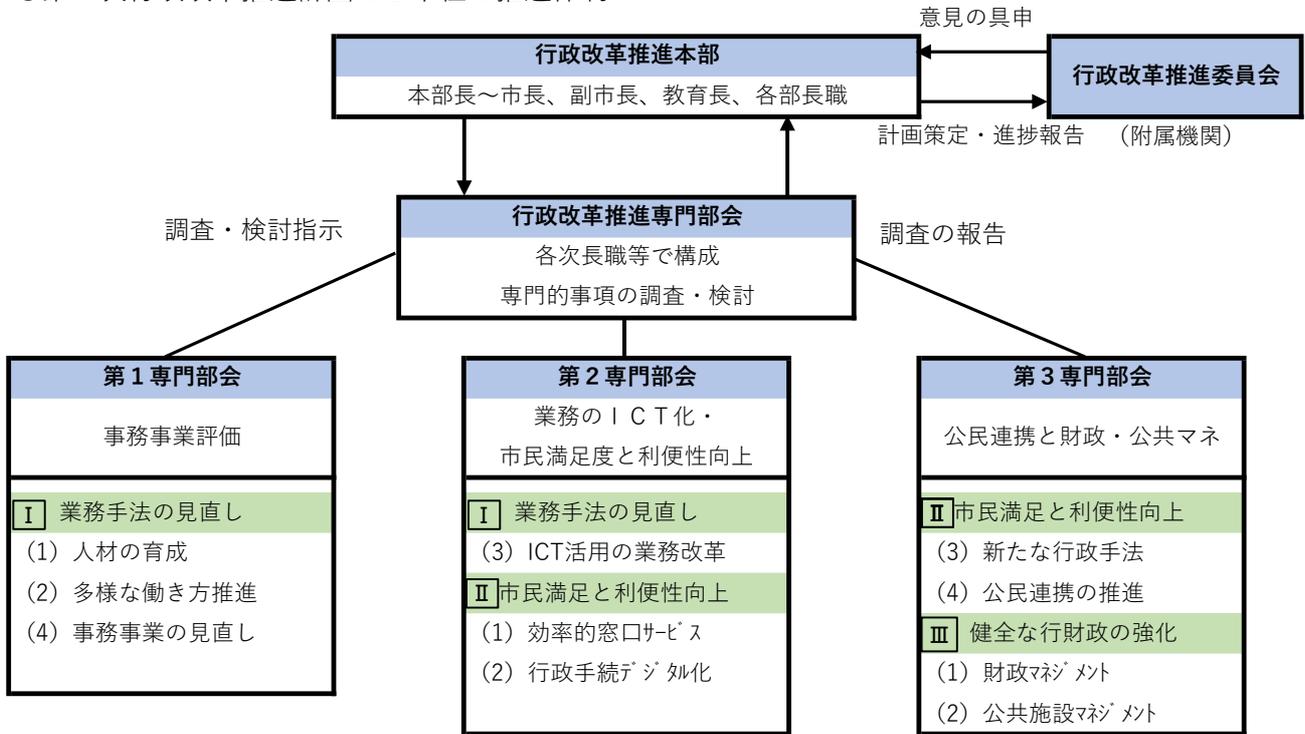
【取組内容】

令和2年度より試行し、令和3年度から本実施した内部統制制度の評価部局が今年度から企画課に移管したことによる評価(モニタリング)及び評価報告書の作成を行う。

【今後の進め方】

専門部会を活用しながら評価(モニタリング)の実施。

○第7次行政改革推進計画の3本柱の推進体制



※ Ⅲ 健全な行財政の強化(3)組織マネジメントの強化は、専門部会員全員で取組みます。

○令和5年度の行革が行う取組概要

※下記掲載以外の取組内容（推進項目）については、それぞれ所管部署で既に着手し取組んでいる項目となります

取組事業内容	担当専門部会名
Ⅰ 時代に即した業務手法の見直し	
①業務プロセスの見直し	第2専門部会
②第6次計画期間からの事務事業評価進捗管理（4事業）	第1専門部会
③令和4年度からの事務事業評価対象事業評価（38事業）	第1専門部会
④行政評価マニュアルに基づく市民参加状況の進捗管理	第1専門部会
Ⅱ 市民満足度と利便性の向上	
①市民提案募集制度の導入検討	第3専門部会
Ⅲ 健全な行財政の強化	
①内部統制制度の推進	全専門部会

○取組スケジュール

取組事業内容	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
Ⅰ 時代に即した業務手法の見直し												
①業務プロセス見直し			抽出業務の見える化・グループ化の実施。改善方法等の検討。									
②第6次からの事務事業評価（4事業）												
③令和4年度からの事務事業評価（38事業）												
④市民参加状況調査												
Ⅱ 市民満足度と利便性の向上												
①市民提案募集制度の検討												
Ⅲ 健全な行財政基盤の強化												
①内部統制制度の推進												